

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第133号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年10月31日 07時20分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位237°4,900m付近 (概位 北緯34°38.95′ 東経134°51.95′)
事故等調査の経過	平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット サバーイ Sabaay、5トン未満（長さ8.44m） 241-10151兵庫、個人所有 B 漁船 すみよし 住吉丸、1.3トン HG3-60161（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首端下部に擦過傷 B 右舷船尾端に凹損、亀裂等
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、東播磨港内の係留場所を出発し、同港の南方沖に至ったところ、周囲に漁船がいたので、漁船を避けながら南東方へ航行した。 船長Aは、漁船が、右舷船首10°700m付近に存在する3隻のみとなったので、針路を東南東に変えて自動操舵とし、約6~7ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)となるように機関を調整したのち、座布団を取って来るためにキャビンに入った。 A船は、折からの北風によって右方へ圧流されながら航行中、B船と衝突した。 船長Aは、来援した巡視艇の指示に従い、明石市明石港に入港したのち、目的地へ向かった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、東播磨港の南方約2kmに至って機関を止め、左舷船尾付近からシーアンカーを投入し、たこ釣り漁を開始した。 船長Bは、船尾両舷から仕掛けを投入し、船尾甲板で船尾方を向いて立った姿勢で操業を行っていたところ、右舷船尾約45°にB船の船尾方を通過して行く態勢のA船を認めた。 船長Bは、A船がB船に近づいて来たので、大声を出したが、A船

	<p>がB船を避ける様子が見られず、衝突の危険を感じ、機関を始動して前進にかけたものの、シーアンカーでB船が動かなかったので、船首方に移動して操縦台前面に取り付けられた支柱につかまった。</p> <p>B船は、平成26年10月31日07時20分ごろ右舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、118番通報を行い、来援した巡視艇の指示に従い、明石港に入港したのち、係留場所に帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期（東播磨港）、波高 約0.5m、潮流 東南東流約1kn</p>
その他の事項	B船は、操業中、黒色鼓形の形象物を掲げていなかった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、東播磨港南方沖において、前路に存在する漁船を避けて南東進中、漁船が右舷船首方に存在する3隻のみとなったので、船長Aが、キャビンに入り、見張りを行っていなかったことから、北風を受け、B船に向けて圧流されていることに気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東播磨港南方沖において、シーアンカーを船尾付近から投入し、漂泊して操業中、船長Bが、右舷船尾方に接近してくるA船を認め、発声して注意を促したが、A船に避ける様子が見られず、危険を感じ、機関を前進にかけたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	本事故は、東播磨港南方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して操業中、船長Aが、キャビンに入り、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常に適切な見張りを行うこと。</li> <li>・風や潮流を受けて航行している場合、それらの影響を考慮した針路とすること。</li> <li>・有効な音響信号を行うことができる手段を講じ、接近する船舶に対しては、適切な時機に注意喚起を行うこと。</li> </ul>